

呉市PTA連合会規約

(名称・事務局)

第1条 本会は、呉市PTA連合会（以下「連合会」という。）と称し、独立した社会教育団体として、特定の思想・信条に偏らず、いかなる組織及び機関の支配や干渉を受けることなく活動する。

2 連合会事務局は、呉市教育委員会事務局内に置く。

(目的)

第2条 連合会は、呉市立小学校・中学校PTAの連携を密にし、PTAの組織並びに活動の充実・発展を図り、児童・生徒の健全育成に寄与することを目的とする。

(組織) 第3条 連合会は、呉市立小・中学校PTAをもって組織する。

2 連合会に次の部会を置く。

(1) 教養研修部会 (2) 財政部会 (3) 厚生部会

3 部会は、部会所属の単位PTA会長で構成し、担当会務の運営に関して必要な事項を処理する。ただし、教養研修部会はこの限りではない。

4 部会は、校長会との連携を深めるため、校長会から該当する部長の出席を求め、助言を受けるものとする。

(事業) 第4条 連合会は、前条の目的を達成するため、次の事業う。

(1) 教育条件・教育環境の改善・充実に関すること。

(2) 学校・家庭・地域における教育の振興に関すること。

(3) PTAの充実・発展に必要な調査・研究並びに資料の収集・作成等に関すること。

(4) 会員相互の親睦・福利厚生に関すること。

(5) その他 必要と認める事業

(役員及び任期)

第5条 連合会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1名 (2) 副会長 3名 (3) 会計 1名 (4) 監査 2名

(5) 幹事 4名(教2名・厚1名・財1名) (6) 事務局長 1名 (7) 参与 2名

2 役員は、次により選出する。

(1) 会長・副会長・会計・監査・幹事は、総会において、原則単位PTA会長の中から互選する。ただし、教養研修部会を担当する副会長及び幹事については、単位PTAから選出された母親代表1名以上を含めて選出するものとする。

(2) 単位PTA会長以外を選出する場合、役員会で協議し、必要と認めた場合、役員選考委員会で選出し、総会で決定する。

(3) 事務局長は、会長が委嘱する。

(4) 参与は、小学校長会長及び中学校長会長とする。

3 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。また、欠員が生じた場合は、役員会の決定により指名する。補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は在籍する児童生徒を有する者でなければならない。

5 連合会に顧問を置くことができる。

(1) 顧問は、会長が委嘱し役員会で承認する。

(2) 任期は会長の任期内とする。

(3) 顧問は、会長の要請により役員会・その他の会議に出席して助言することができる。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

(1) 会長は、連合会を代表し、会務を統轄する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、各部会を担当する。また、会長に事故ある時は、その職務を代行する。

(3) 会計は、会計事務を処理する。

- (4) 監査は、会計事務を監査する。
- (5) 幹事は、副会長の会計処理を補佐し、各部会を担当する。
- (6) 事務局長は、事務を処理する。
- (7) 参与は、会務の処理について、指導・助言するとともに、連合会と小・中学校長会の連絡・調整を行う。

(会 議)

第7条 連合会の会議は、総会及び役員会とする。

- (1) 総会は、役員・単位PTA会長・母親代表及び校長をもって構成し、年1回開催する。また、会長が必要に応じて臨時に招集することができる。
- (2) 役員会は、第5条の役員をもって構成し、会務の企画及び総会に諮る議案について審議する。また、会長が必要と認める場合、役員以外の者を出席させることができる。
- (3) 連合会の会議は、定員の過半数が出席することをもちて成立し、出席者の過半数をもって議決する。なお、代理出席も認めるものとする。
また、書面による会議の場合は、書面決議書の提出によって議決し、定数の過半数をもって可決する。賛否同数の場合は会長が決する。未提出の場合は、すべての議案について賛成したものを見なす。
- (4) 必要があれば特別委員会を設けることができる。特別委員会は会長の諮問機関とし、役員会の議を経て設けることができる。

(会 計)

第8条 連合会の経費は、単位PTAの分担金及び寄付金その他をもって充てる。

- 2 分担金は、単位PTAごとに年間1世帯当たり300円、児童・生徒1人当たり150円とし、それぞれに5月1日現在の各単位PTAに加入する世帯数、児童・生徒数を乗じて得た額を加えて得た額とする。
- 3 会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(規約の改廃)

第9条 この規約は、総会の議決により、改廃することができる。

(運営細則)

第10条 この規約に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は運営細則で定める。

付 則

この規約は、平成5年4月1日から施行する。

付 則

改正後の第7条第1号の規定は、平成27年4月1日から実施する。

付 則

改正後の第8条第2項の規定は、平成29年4月1日から実施する。

付 則

改正後の規定は、令和元年5月11日から実施する。

改 正 平成17年3月23日

改 正 平成13年5月24日

改 正 平成14年3月27日

改 正 平成16年3月26日

改 正 平成17年3月18日

改 正 平成19年5月19日

改 正 平成21年1月13日

改 正 平成26年5月10日

改 正 平成29年5月13日

改 正 令和元年5月11日

改 正 令和3年5月8日

改 正 令和4年5月7日

呉市PTA連合会運営細則

(目的)

第1条 この細則は、呉市PTA連合会規約第10条の規定により、呉市PTA連合会の運営について必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第2条 部会の構成員である部会員は、同一の部会に原則として2年間所属するものとする。また、部会の運営を円滑にするため、部会員の所属替えは、毎年度、概ね半数ずつを交代に行うものとする。

(部会の業務)

第3条 各部会の業務は、次のとおりとする。

(1) 教養研修部会

- ・会員の教養を高め、教育に対する理解を深める研修活動に関する事。
- ・家庭教育の充実に関する事。
- ・子どもの校外生活の充実に関する事。
- ・校外の生活環境の改善・浄化に関する事。
- ・緑化推進に関する事。
- ・会員の親睦に関する事。

(2) 財政部会

- ・教育環境の改善に関する事。
- ・PTAの会計に関する事。

(3) 厚生部会

- ・会員のスポーツ・レクリエーション活動に関する事。
- ・会員の親睦に関する事。

(役員選出)

第4条 役員選出は次のとおりとする。

- (1) 次年度役員を選出し、総会の承認を得るため、役員選考委員会を設置する。
- (2) 役員選考委員会は、総会時に開催する。委員は総会出席の単位PTA会長で構成され、委員長は退任するPTA連合会役員から選出する。
- (3) 役員選考委員会の任期は、役員承認が完了するまでとする。

付 則

この細則は、令和元年5月11日から施行する。

改正 平成 8年5月13日

改正 平成14年3月27日

改正 平成16年3月26日

改正 令和元年5月11日